

行
政
の
業
務
上
外
運
動
会
等
の
災
害
の
認
定
に
つ
い
て

社内運動会等、運動競技に伴う災害の業務上外の認定について解説します。

競技を行う等、それ自体が労働契約の内容をなす業務行為はもとより、業務行為に付随して行われる準備行為等、及びその他出張に通常伴う行為等と認められる行為を含みます。

(口)運動競技会出場に伴う災害については、上記(イ)に掲げる要件に加え、事業主が予め定めた練習計画に従つて行われるものである。勤務をする日とされ、出場しない場合には欠勤したものとして取り扱われること。

(2)運動競技の練習に伴う災害については、上記(1)のイに掲げる要件に加え、事業主が予め定めた練習計画に従つて行われるものである。勤務をする日とされ、出場しない場合には欠勤したものとして取り扱われること。

(口)運動競技会出場に伴う災害については、上記(1)のイに掲げる要件に加え、事業主が予め定めた練習計画に従つて行われるものである。勤務をする日とされ、出場しない場合には欠勤したものとして取り扱われること。

※注1||「対外的な運動競技会」とは
例えれば、労働者が所属する事業場の代表選手として出場する、事業場間の対抗競技大会や所属する企業の代表選手として出場する実業団競技大会等の企業間対抗競技大会のほか、日本代表選手として出場するオリンピック競技大会等の国際的競技大会や各都道府県代表選手として出場する国民体育大会等の全国的競技大会が該当します。

※注2||「事業場内の運動競技会」とは
同一事業場や同一企業に所属する労働者等が出場する運動競技会をいい、いわゆる「社内運動会」が該当します。

上とは認められません。

ここでいう「業務行為又はそれに伴う行為」とは、運動競技会において

(1)運動競技会出場に伴う災害については、上記(1)のイに掲げる要件を満たすものです。

また、ここでいう「業務行為」とは、以下の要件を満たすものである。
①練習にかかる時間、場所及び内容が定められていることが必要であること。

②事業主が予め認めたたすぎない場合には、事業主の便宜供与があつたものと解されることから「業務行為」とは認められないものであること。

したがって、練習計画は別に、労働者が自ら行い、「けが」のないようになります。

出張又は出勤として取り

(1)運動競技会出場が、
(イ)運動競技会出場が、
事業場又は同一企業に所属する労働者全員の出場